

呼値の制限値幅の基準値段の変更に伴う

カーボン・クレジット市場利用規約（売買参加）の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(呼値の制限値幅の基準値段)</p> <p>第28条 方法論（大分類）の区分における呼値の制限値幅を定める場合の基準値段は、次の各号に掲げる立会の区分に従い、当該各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 一の日における2回目以降の立会</p> <p>a (略)</p> <p>b 同一日内の直前の立会における約定値段が存在しない場合、<u>当該直前の立会の基準値段</u></p> <p>2 個別方法論の区分における呼値の制限値幅を定める場合の基準値段は、次の各号に掲げる立会の区分に従い、当該各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) 一の日における最初の立会</p> <p>a (略)</p> <p>b 前日の最終立会において約定が成立しなかった区分については、<u>前日</u>の基準値段</p> <p>c (略)</p> <p>(2) 一の日における2回目以降の立会</p> <p>a (略)</p> <p>b 同一日内の直前の立会における約定値段が存在しない場合、<u>当該直前の立会の基準値段</u></p>	<p>(呼値の制限値幅の基準値段)</p> <p>第28条 方法論（大分類）の区分における呼値の制限値幅を定める場合の基準値段は、次の各号に掲げる立会の区分に従い、当該各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 一の日における2回目以降の立会</p> <p>a (略)</p> <p>b 同一日内の直前の立会における約定値段が存在しない場合、<u>前立会と同一の基準値段</u></p> <p>2 個別方法論の区分における呼値の制限値幅を定める場合の基準値段は、次の各号に掲げる立会の区分に従い、当該各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) 一の日における最初の立会</p> <p>a (略)</p> <p>b 前日の最終立会において約定が成立しなかった区分については、<u>当該区分が属する方法論（大分類）と同一の基準値段</u></p> <p>c (略)</p> <p>(2) 一の日における2回目以降の立会</p> <p>a (略)</p> <p>b 同一日内の直前の立会における約定値段が存在しない場合、<u>当該個別方法論が属する方法論（大分類）と同一の基準値段</u></p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この改正規定は、令和4年12月26日から施行します。ただし、本システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、同日から施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日後の当取引所が定める日から施行します。</p>	